

都道府県・ 政令指定都市名	04 千葉市
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課
担 当 職 員 数	7 人（専任 7 人、兼任 0 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	千葉市男女共同参画推進協議会
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	1989年12月1日 根拠： 千葉市男女共同参画推進協議会設置要綱
長 の 役 職	副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	千葉市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2003年4月1日
構 成 員	15 人（女性 12 人、男性 3 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2023 年 4 月 ～ 2028 年 3 月		
名 称	第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン		
改定・見直しの予定時期	2028年4月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称		千葉市男女共同参画ハーモニー条例
	公 布 日(西 暦)		2002年9月25日
	施 行 日(西 暦)		2003年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)		2010年4月1日
	改 正 内 容		文言整理
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):		
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
		2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)		
	目 標 値	(西暦) 年度まで %			2027年度までに40%以上60%以下		
	根 拠	第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン					
目標設定の対象である審議会等の範囲		地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される機関(ただし選挙により委員を選任する機関を除く)					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(105)うち女性委員を含む審議会等数(104)				
	延総委員等数(1,504)		延女性委員等数(512)		女性比率(34.0)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(101)うち女性委員を含む審議会等数(100)				
	延総委員等数(1,538)		延女性委員等数(517)		女性比率(33.6)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(17)うち女性委員を含む審議会等数(17)				
	延総委員等数(561)		延女性委員等数(142)		女性比率(25.3)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(5)				
	延総委員等数(62)		延女性委員等数(10)		女性比率(16.1)		
目標値以外の目標設定							
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (年 月現在)				
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		委員の公募(1. 有 2. 無)		
		1					
そ の 他		「附属機関への女性委員の登用促進要綱」に基づく所管部署との事前協議の実施					

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	273	28	10.3	61	7	11.5	3	0	0.0	209	21	10.0
	うち一般行政職	246	21	8.5	55	7	12.7	3	0	0.0	188	14	7.4
支庁・地方事 務所等	計	181	30	16.6	9	2	22.2	36	1	2.8	136	27	19.9
	うち一般行政職	120	16	13.3	6	2	33.3	25	0	0.0	89	14	15.7
全体	計	454	58	12.8	70	9	12.9	39	1	2.6	345	48	13.9
	うち一般行政職	366	37	10.1	61	9	14.8	28	0	0.0	277	28	10.1
再掲	警 察 関 係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	37	2	5.4	4	1	25.0	2	0	0.0	31	1	3.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)
本庁	計	184	37	20.1	453	86	19.0
	うち一般行政職	151	24	15.9	391	68	17.4
支庁・地方事務所等	計	255	100	39.2	752	292	38.8
	うち一般行政職	140	33	23.6	310	85	27.4
全体	計	439	137	31.2	1,205	378	31.4
	うち一般行政職	291	57	19.6	701	153	21.8
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	62	13	21.0	82	30	36.6

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	26	5	19.2	30	4	13.3	55	16	29.1
	うち一般行政職	19	2	10.5	29	3	10.3	46	14	30.4
支庁・地方事務所等	計	9	5	55.6	39	14	35.9	70	28	40.0
	うち一般行政職	6	2	33.3	17	1	5.9	31	7	22.6
全体	計	35	10	28.6	69	18	26.1	125	44	35.2
	うち一般行政職	25	4	16.0	46	4	8.7	77	21	27.3
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	2	1	50.0	2	0	0.0	7	3	42.9

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○					○	◎				選考による昇任のほか、立候補制度を設けている
課長補佐相当職	○					○	◎				選考による昇任のほか、立候補制度を設けている
係長相当職	○					○	◎				選考による昇任のほか、立候補制度を設けている

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇	任	試	験	0	0	0.0
昇	格	試	験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体		428	252	58.9
	うち 上級	233	102	43.8
	うち一般行政職	155	69	44.5
	うち 上級	138	57	41.3
	うち警察関係	0	0	
	うち 上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	千葉市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)(以下「承認申請書」という。)により、市長の承認を受けなければならない。 2 承認申請書は、原則として、千葉市職員服務規程第4条第2項の履歴事項変更届に添えて、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 3 採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員が旧姓を使用しようとするときは、前項の規定にかかわらず、採用後速やかに、承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 第3条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 第4条 市長は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、原則として、再び同じ旧姓を使用することはできない。 第6条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので総務局長が定めるものとする。 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、市民及び職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 第8条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は、当該承認を受けたことを証する文書等を所属長を経由して人事課長に提出することにより、市長が旧姓の使用を承認したものとなし、第2条及び第3条の規定による手続きを省略することができるものとする。 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
32	5	15.6	5	1	20.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	千葉市男女共同参画センター			愛称・通称		
設置年月日(西暦)	1999年12月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号： 260-0844 住 所： 千葉市中央区千葉寺町1208番地2(千葉市ハーモニープラザ内) 電話番号： 043-209-8771 FAX番号： 043-209-8776 ホームページ: https://www.chp.or.jp/danjo/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用) 期間の定め がない職員)	10 人、	非常勤 (雇用(任用) 期間 の定めが ある職員)	11 人	予算額	2024年度 47,916 千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に 関するもの 〕 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 情報誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画社会実現に向けての各種講座を実施) ○ 3. 相談事業(主な事項： ハーモニー相談(女性のための相談)、ハーモニー専門相談(弁護士)、男性電話相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報資料センターの運営) 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 市男女共同参画週間事業、ハーモニーサロン、映像セミナー) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項： 市民を対象とした意識調査を実施) 10. その他(主な事項：)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人千葉市文化振興財団		基金・基本財産額	20,000 千円
設置年月日(西暦)	1973年2月13日	出資者	千葉市	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 千葉市女性団体連絡会・千葉市女性グループ連絡会 2. 無 名称等:	加盟団体数	12	
			会 員 数	220	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概要 : 7. その他 { 内容 : }	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容: }
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	164,842	163,116	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	2
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン 年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①ハーモニー講演会 ・ ②人権・男女共同参画パンフレット配布 ・ ・	①一般市民を対象とした講演会 ②学生等を対象とした啓発パンフレットの作成・配布		①1月
2. 表彰 ・ ・			
3. 講座 ・ ・			
4. 相談事業 ・ 女性専門家による相談会 ・ ・	女性専門家(弁護士、臨床心理士、助産師等)による相談会を実施		7月、9月、11月、1月
5. 情報収集・提供 ・ ホームページでの情報提供 ・ ・	市民を対象とした、男女共同参画に関する情報提供		
6. 苦情処理 ・ 千葉市男女共同参画苦情処理制度 ・ ・	男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情および相談を処理する。		
7. 交流促進 ・ ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①女性活躍推進アドバイザー派遣 ・ ②出前講座 ・ ③ダイバーシティ推進セミナー ・ ・	①市内企業等に対し社会保険労務士を派遣しえるぼし認定の取得や一般事業主行動計画の策定に向けた助言及び指導等を行う。 ②要望に応じて企業等に講師を派遣し男女共同参画に関する講座を実施する。 ③市内企業団体等を対象としたセミナーを開催する。		①4月～3月 ②随時
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			
10. 調査研究 ・ ・			
11. その他 ・ ①女性リーダーの育成 ・ ②女性のためのつながりサポート事業 ・ ・	①長期的な視点で女性リーダーを育成するため学齢期の者を対象に女性ロールモデルと交流する機会を創出し意欲向上やアンコンシャス・バイアスの防止を図る。 ②様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう相談機会の提供や居場所づくりなど女性に寄り添ったきめ細かな支援を行う	①30人 ①30人	①8月 ②4月～3月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		千葉市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。	1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	3
		2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。	
		3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	
		4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規 定 名		千葉市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり	2
		2. なし	
		3. その他()	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産		1	
育児		1	
家族の看護		1	
家族の介護		1	
疾病		1	
その他		1 公務	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。	3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。	
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	
		3. その他 ()	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。	2
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。	
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。	3
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。	3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。	2
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
特になし			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕	
計画、指針名		千葉市地域防災計画 共通編
該当部分の規定		第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者 公益財団法人文化振興財団(千葉市男女共同参画センター) 1女性相談に関すること

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦)()

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命を行っていないものには設置欄に×を付しています。						
設置		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1	市町村防災会議(会長を含む)	73	9	12.3	
		市町村防災会議(委員のみ)	72	9	12.5	
	2	民生委員推薦会	12	3	25.0	
	3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	18	3	16.7	
	4	地方社会福祉審議会	57	23	40.4	
	5	土地利用審査会	7	3	42.9	
	6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	5	25.0	
	7	公害健康被害認定審査会	11	2	18.2	
×	8	地方港湾審議会				
	9	土地区画整理審議会	34	5	14.7	3審議会
	10	建築審査会	7	3	42.9	
	11	開発審査会	7	3	42.9	
	12	市町村都市計画審議会	23	8	34.8	
	13	介護認定審査会	182	47	25.8	
	14	精神医療審査会	22	9	40.9	
	15	市町村国民保護協議会	47	7	14.9	
×	16	地方独立行政法人評価委員会				
	17	感染症診査協議会	8	2	25.0	
×	18	市街地再開発審査会				
	19	障害支援区分審査会	30	9	30.0	
×	20	児童福祉審議会				
	21	行政不服審査会	3	1	33.3	
×	22					
×	23					
×	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					
	31					
	32					
	33					
	34					
	35					
	36					
合 計			561	142	25.3	
女性委員0の審議会数			0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	人事委員会
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	40	3	7.5	
6	固定資産評価審査委員会	6	2	33.3	
	合 計	62	10	16.1	
	女性委員0の委員会数	3			